

みよし市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保及び育成並びに労働環境改善に向けた意識向上を図るため、みよし市が発注する建設工事における完全週休2日制工事及び週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事等の対象とする工事は、令和6年4月1日以降に契約する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 工事が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 緊急性がある工事
- (3) 設計金額が130万円以下の工事
- (4) 次条第1号アに規定する対象期間がおおむね14日未満の工事

(形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事

対象期間において、休工対象日に休工（巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。）を実施すること。

ア 対象期間は、契約締結日の翌日（当該日が閉庁日の場合は、契約締結日。以下同じ。）から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までとし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除くものとする。この場合において、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

- (ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間（現場事務所等の設置及び測量は、この期間に含む。））
- (イ) 後片付け期間（施工完了日の翌日から工事完了日までの期間）
- (ウ) 夏季休暇（3日間）
- (エ) 年末年始休暇（6日間）
- (オ) 工場製作のみの期間
- (カ) 施工開始日が、火曜日から土曜日までの場合の、施工開始日を含む週
- (キ) 施工完了日が、日曜日から木曜日までの場合の、施工完了日を含む週
- (ク) 工事全体を一時中止している期間

(ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

イ 休工対象日は、原則、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。この場合において、地元条件により、日曜日又は土曜日に作業を行い、同一週（日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで、土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで）のいずれかの日に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。

(2) 週休2日制工事

対象期間の全日数の28.5%（7分の2）以上の日数の休工を実施すること。この場合において、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、休工の日数に含めるものとする。

ア 対象期間は前号アのとおりとする。

イ 休工の設定については、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1箇月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるとともに、毎週土曜日を休工とするよう努めること。

（取組内容）

第4条 週休2日制工事等の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札公告及び特記仕様書に週休2日制工事等である旨を明示する。
- (2) 発注者は、工事の名称の末尾に「(週休2日)」と付記する。
- (3) 受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかの形式を選択するものとする。
- (4) 受注者は、選択した形式に応じ、当初施工計画書に完全週休2日制工事休工取得計画表（様式第1号）又は週休2日制工事休工取得計画表（様式第2号）を添付して発注者に提出するものとし、この場合において、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (5) 受注者は、選択した形式に応じ、各月の休工の取得状況を完全週休2日制工事休工実績報告書（様式第3号）又は週休2日制工事休工実績報告書（様式第4号）に記入し、翌月5日（工事完了日の属する月にあつては、工事完了日）までに発注者に提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (6) 受注者は、下請業者に対し週休2日制工事等の取組の旨を伝え協力を依頼する。
- (7) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査及びヒアリング調査を行う場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (8) 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

（工事成績評定）

第5条 発注者は、対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、当該実施状況が、次の各号に掲げる週休2日制工事等の区分に応じ、当該各号に定める場合には、当該工事の工事成績評定の「6. 社会性

等 I. 地域への貢献等 7. その他」において加点評価する。

(1) 完全週休2日制工事 完全週休2日取得率が70%以上かつ休工取得率(対象期間内の全日数のうち休工を実施した日数の割合をいう。以下同じ。)が28.5%(7分の2)以上の場合。この場合において、完全週休2日取得率の算出に当たっては、次に定めるところにより、休工取得率の算出に当たっては次号ア及びイに定めるところによる。

ア 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

イ 非対象期間により、日曜日又は土曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

ウ 日曜日及び土曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算する。

エ 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。

オ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

(2) 週休2日制工事 休工取得率が28.5%(7分の2)以上の場合。この場合において休工取得率の算出に当たっては、次に定めるところによる。

ア 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。

イ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

2 前項の場合において、対象期間内の休工取得率が25%未満の場合であっても、工事成績評価の減点は行わない。

(取組証の発行)

第6条 発注者は、前条第1項の規定により工事成績評価において加点評価した場合で、受注者が希望する場合は、工事目的物の引き渡し後速やかに週休2日制工事等取組証(様式第5号)を発行するものとする。

(積算及び変更方法)

第7条 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うものとする。

2 休工取得率に応じた休工割合の適用区分は、次の表のとおりとする。

休工取得率	休工割合の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上28.5%未満の場合	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25%未満の場合	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

3 発注者は第5条第1項の規定による休工状況の確認後、休工割合の適用区分が4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に休工割合の適用区分に応じて補正分を減額するものとする。

4 経費の補正は、次のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調

査・設計等、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事

ア 次の表に掲げる各経費に同表の休工割合の適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工割合の 適用区分	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 0	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 0	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6

イ 市場単価の補正対象及び補正係数は別表1に定めるところによる。

(2) 公共建築工事積算基準を適用する工事

ア 次の表に掲げる各経費に同表の休工割合の適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工割合の 適用区分	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1. 0 0	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5

イ 市場単価及び補正市場単価は、別表第2第1号から第3号までの表に定める補正率を用いた次の式により補正する。

(ア) 新営工事

a 市場単価 × 新営補正率

b 補正市場単価 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）

a 市場単価 × 新営補正率

b 補正市場単価 × 新営補正率

(ウ) 執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）

a 市場単価 × 改修補正率

b 補正市場単価 × 改修補正率

ウ 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を別表第2第1号から第3号までの表に定める補正率を用いた次の式により補正する。

(ア) 新営工事 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修及び執務並行改修 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

(1) 週休2日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

工種名	区分	補正係数			
		4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.00	1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.00	1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.00	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.00	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.00	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.00	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.00	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.00	1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.00	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.00	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.00	1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.00	1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.00	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.00	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.00	1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.00	1.01	1.01

(2) 下水道用設計標準歩掛における市場単価

工種名	区分	補正係数			
		4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.00	1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.00	1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.00	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.00	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.00	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.00	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.00	1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管 取付工	1.00	1.00	1.01	1.02

別表第2（第7条関係）

(1) 建築工事

工種	適用※	4週6休 未満		4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート工 事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリン グ）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕 上）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕 上以外）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.00	1.00	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01

排水工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(2) 電気設備工事の補正率

工種	適用※	4週6休 未満		4週6休以上 4週7休未満		4週6休以上 4週7休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.00	1.00	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.00	1.00	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.00	1.00	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.00	1.00	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.00	1.00	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.00	1.00	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

(3) 機械設備工事の補正率

工種	適用※	4週6休 未満		4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営 補正率	新営 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低温ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.00	1.00	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.00	1.00	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.00	1.00	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25